

「覇権」および「覇権主義」について

昭和
50
年
3
月

目次

一	「覇権条項」提起の背景	1
二	「覇権」および「覇権主義」の意味	2
三	「覇権主義」の由来 —— 対ソ戦略の論理付け ——	3
四	憲法前文への明記 —— 対外原則として定着 ——	5
五	日本の対応	6

一 「覇権条項」提起の背景

中国が日中平和友好条約に対して、「覇権条項」を要求してきたため日本外交はいま大きな課題をつきつけられている。

「覇権を求めない」という中国側の主張は、いかなるコンテキストの上において主張されているのであろうか。

最近、自民党の保利茂氏が中国を訪問した際に周恩来総理は「覇権を求めない」という考え方はもともと米中共同声明の際にキッシンジャーが主張したものだと言明したといわれる。その結果、米中共同声明、日中共同声明の第七項（注）にも「覇権条項」というのがとり入れられたが、周恩来総理の説明にもかかわらず、この問題は、十分に検討しておかなければならない問題である。

結論的に言えば、キッシンジャーが言ったということの意味は、むしろ、「だから日本も受け入れて欲しい」という中国側のニュアンスがその背後にあるというように解するべきであろう。

覇権問題は一九七〇年代になってから、中国側がかなり戦略的な布石に基いてこの問題を取り上げてきている。

これらの布石の上に米中声明、日中声明というものが出されていることを忘れてはならない。

二 「覇権」および「覇権主義」の意味

そもそも中国のいう「覇権」とか「覇権主義」の意味は何か。いうまでもなくヘゲモニーという考え方は少し異なり、あくまで中国流のコンテキストにおいて理解されなければならない。覇権とは文字通り「覇者の権力」ということであるが、それは、中国古来からの王者に対する言葉であって、例えば春秋の「五覇」というように使われている。つまり、王道を歩む王者ではなく、覇道を求めて諸侯の盟主となったものを覇者というが、これを今日の言葉に直すと、軍事力あるいは国力を背景にして世界の国々を従え、盟主になろうとする勢力という意味となる。そのような勢力が求める世界政治の権力こそが覇権であり、そのような方向こそ覇権主義であると中国は考えている。

さらに、公式には伝えられていないが、一般的にはこの「覇権主義」という表現については本年一月の第四期全国人民代表大会での周恩来報告、張春橋報告でも「帝国主義」、「植民地主義」という社会科学的な概念と並んで「覇権主義」ということに言及している。この点については、鄧小平副首相が昨年十月の国慶節に参加した海外華僑代表に述べた言葉の中で、その定義付けを行っている。

すなわち、「もし、一つの社会主義大国がひとたび資本主義を復活すれば、国際上必ず覇権主義に変わり、必ず帝国主義に変わると考えている」と述べている。現在、社会主義大国はソ連の他には存在しないし、ソ連において国内的に資本主義が復活したとき、その対外的反映として覇権主義があるのだという表現をしている。

三 「覇権主義」の由来

—— 対ソ戦略の理論付け ——

✓ このような意味での中国の「覇権」、「覇権主義」という考え方は、いつごろ出てきたのであ

ろうか。対外的には、中国が国連に参加した一九七一年十一月の国連総会における喬冠華演説がそのはしりと考えられる。

当時、喬冠華は「米帝」と「ソ修」を、世界の覇権の争奪者と規定して、二つの超大国の「覇権主義」「強権政治」に反対すると言っている。

しかし、すでにその前の一九七一年一月の『人民日報』は、「大国の覇権主義を打倒しよう」という社説をかかげて、「覇権主義」と「強権主義」に反対している。

つまり内政的には、中国はこの段階からそういう立場を固めてきている。さらにさかのぼると、一九七〇年の元旦社説（三紙誌共同）「偉大な七〇年代を迎えて」の中で、「世界資本主義の覇者—アメリカ帝国主義」という表現がみられる。中国は、七〇年代初頭から「覇者」、「覇権」という言葉を使い出していることに注目すべきである。つまり、一九六九年にうち出された「ブレジネフ・ドクトリン」を意識した中国が、そういうソ連の戦略に対応すべく、着々と論理的な意味付けをしてきたその文脈の上に、今日の覇権問題があるということを忘れるわけにはいかない。それが、その後の米中会談でも話題になったわけである。そうすると、キッシンジャーが言い出したといわれる保利茂氏に対する説明は、必ずしも説得的なものではなくて、キッシンジャーは

中国のそういう立場を考慮した上で発言したという見方もできるが、問題をあまり単純に理解してしまわない方がよいのではなからうか。

四 憲法前文への明記

—— 対外原則として定着

やがて一九七三年の三紙誌共同の元旦社説、年頭の言葉の中でも「毛主席は『深く地下道を掘り、いたるところで食糧を蓄え、覇権を求めない』ように我々に教えている」と、最近でもしきりと強調されているスローガンを紹介しており、その後もそれが中国の最も原則的なスローガンとなっている。今回の全国人民代表大会でもこの毛沢東の言葉をすべての文章すべての報告が繰り返し引用している。かくして、憲法の前文の中の「覇権主義反対」がはっきり定着してきている。

中国は、このように単なる政治的なプロパガンダ、あるいは主張として覇権主義反対を唱えているのではなく、いわば対外活動に関する原則として、毛沢東の支持そして憲法前文での定着と

Handwritten notes and signatures in the right margin, including the date 4.24 and the page number 35.

いう「公式化」、「制度化」を経て、覇権問題と打ち出してきている。従って中国は、この問題をそう簡単に引込めないだろうとみるのが妥当であろう。

五 日本 の 対 応

ひるがえって、日本政府ないしは外務当局は、果して日中平和友好条約交渉に際してその辺まで深く考えていたかどうか疑わしい。

新聞にも伝えられているところによると、二月上旬位までは、日中平和友好条約交渉の中には台湾問題も、尖閣列島をはじめとする領土問題も、中国側から提起されまいだろうし、このような難問が提起されるようなことはないとみて、交渉はトントン拍子に進み、今国会中にも批准が可能だというような見方をとっていたように思われる。しかしながら、中国から覇権問題がもち出され、しかも中国はそういう伏線を非常に早い時期から敷いていたため、この伏線が今日生きたきたわけである。

そのように考えると、日中国交樹立に際する共同声明でも、この覇権問題が、やがてこれほど

重要な問題としてクローズ・アップされるということ、あるいは覇権問題が、いかにソ連を刺激するものであるかということ、十分予測できなかったということ、深く反省しなければならぬ。

もしも、中国がそういう原則的な主張を譲らない場合には、日本としては、「覇権」「覇権条項」にどう対応すべきであろうか。

これが共同声明ではなく、条約であるから無理だという主張では、恐らく中国側を説得しえないだろうし、一方、ソ連の立場からすれば、憲法前文の中にも公式化された中国の対外原則（憲法前文に盛り込まれたこと）によって中国の対外姿勢は反ソ主義であるということがはっきり表明された）に日本が同意することを看過しないだろう。そうになると、「日中同盟」を形成することによって、日本は反ソ戦略の一環を担うという解釈をソ連はしてくる可能性があり、そうすると今後の日本の安全保障、日ソ関係に非常に大きな問題を提起することになる。その意味で、この問題にはとくに慎重な対応が必要となってくる。

(注)

「日中兩國間の国交正常化は、第三国に対するものではない。兩國のいずれも、アジア・大平洋地域において覇権を求めべきでなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する」